

PCBは法律で処分期限が定められています！！

◆◆PCBは法律で定められた期限までに処分しなければなりません◆◆

●PCBとは？

主に業務用の電気機器や照明器具（安定器）に使用されていました。

その後、有害性が判明したため、1977年に製造中止されましたが、

今もなお多くの機器が残っていると思われます。

●PCBは法律で処分期限が定められています！！

変圧器・コンデンサー等 2022年3月31日まで

安定器・汚染物等 2023年3月31日まで

低濃度（PCB濃度0.5%以下） 2027年3月31日まで

※これらの期限までに処理委託を行わない場合には、命令・罰則の対象となります。

●PCBが使用された変圧器・コンデンサー等の処分期限（2022.3.31）まで、

2019.7.5で、あと1000日です！

●早めに準備をお願いします

現在使用中の機器も廃棄して処分を委託する必要があるため、

計画的に廃棄・処分してください。

●対象機器の調査方法や処理方法等は？

環境省のホームページをご覧ください。

⇒【PCB早期処理情報サイト】<http://pcb-soukishori.env.go.jp>

神奈川県資源循環推進課 適正処理グループ

045-210-4151